

阪空運第265号
平成20年11月26日

財団法人 航空保安協会
空港事業部長 本田 勝秀 殿

大阪航空局保安部運用課長
西 田 和 利

銃器の取扱いについて（注意喚起）

平成20年11月24日、空港内において、鳥獣防除作業中の車内で散弾銃が暴発し、弾が車両の床を貫通する事案が発生した。

本事案は、車両の運転をしていた作業員がブレーキを踏んだ際に暴発したものと見られており、幸いにして、人や施設への被害、航空機の運航への影響等なかったものの、一步間違えれば多大な影響を及ぼす事案となりかねなかった。

発生原因等については関係者において現在調査中であるが、貴職におかれましては、本事案を貴下職員に注意喚起するとともに、法令の遵守、銃器携行時における安全措置の確認等、銃器の取扱いについては万全を期すよう周知徹底されたい。

東空運 第 627 号
平成20年11月26日

財団法人 航空保安協会
空港事業部長 本田 勝秀 殿

東京航空局保安部運用課長
黒田 光彦

銃器の取扱いについて（注意喚起）

平成20年11月24日、空港内において、鳥獣防除作業中の車内で散弾銃が暴発し、弾が車両の床を貫通する事案が発生しました。

本事案は、車両の運転をしていた作業員がブレーキを踏んだ際に暴発したものと見られており、幸いにして、人や施設への被害、航空機の運航への影響等なかったものの、一步間違えれば多大な影響を及ぼす事案となりかねませんでした。

発生原因等については関係者において現在調査中ですが、貴職におかれては、本事案を貴下職員に注意喚起するとともに、法令の遵守、銃器携行時における安全措置の確認等、銃器の取扱いについては万全を期すよう周知徹底願います。